
議題	実務対応レベルの新規テーマの評価
項目	繰延税金資産の回収可能性（JICPA 監査委員会報告第 66 号関連 （事務局による検討）

これまでの経緯

1. 平成 24 年 11 月の基準諮問会議において、日本公認会計士協会の監査委員会報告 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 66 号」という。）の見直しが ASBJ が取り扱うべき新規テーマとして提案された。提案者からの提案は、次のとおりであった。

- (1) 繰延税金資産の回収可能性のルールについて、日本公認会計士協会における監査上の取扱いから ASBJ の適用指針へ移管すること。

- (2) 税制改正による繰越欠損金の繰越期間と回収可能性の規程の関係を整理すること。

同諮問会議では、新規テーマとして採りあげることの是非について実務対応専門委員会に評価の依頼がなされた。

2. その後、実務対応専門委員会でテーマ評価の議論が行われるとともに、基準諮問会議の事務局により関係者へのヒヤリングが行われ、その結果が参考資料(3)-3 のとおりまとめられ、平成 25 年 3 月の第 17 回基準諮問会議で報告された。同諮問会議では、新規テーマとして採りあげべきか否かについて両論の意見が聞かれ、実務等に影響が大きいことを踏まえ、次回の基準諮問会議で議論が継続されることとなった。

今回の事務局の提案

3. 本テーマには、参考資料(3)-3（第 17 回基準諮問会議の資料）にも記載されているように、主に以下の論点が含まれている。

- (1) ASBJ の会計基準、適用指針と日本公認会計士協会の監査に関する実務指針の役割分担

- (2) 現状の取扱いを変更した場合に生じる影響

- ① 財務諸表の作成実務に与える影響

- ② 監査実務に与える影響
 - ③ 現状の取扱いを変更したことにより生じる財務数値の変動が諸制度に与える影響
- (3) 繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方（数値基準等）
- (4) IFRS の任意適用との関係
4. この問題を解決するためには、前項に記載した論点を十分整理する必要があり、日本公認会計士協会等とも調整を図る必要があると考えられる。したがって、前項の論点について企業会計基準委員会に調査することを依頼し、基準諮問会議はその報告を受けることとしてはどうか。

以 上